

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

江府町長 白石 祐治

市町村名 (市町村コード)	江府町 (31403)
地域名 (地域内農業集落名)	洲河崎 (洲河崎)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月11日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稲を中心に行われている。集落営農法人が大半管理している。小規模経営では採算がとれない中で、規模拡大や機械更新にあたり資金調達が課題である。なお専業で活動できる位の収益が必要。多面的機能支払や中山間直接支払に取り組んでいるが、農業者が高齢化し、畦畔の草刈りなどの管理作業が困難になっている。イノシシ、シカ等による農作物等の被害が増加しており、鳥獣対策が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区の作物生産については、従来どおり水稲(主食用米)を生産する。高温障害等に強い品種があれば移行も検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農業意欲のある者に配慮しつつ、地域内の農用地の保全を図るとともに、新たな担い手の確保に努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農業法人に打診をし協議の上双方合意の得られなかった場合は、農地中間管理機構にお願いする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
事業費等を考慮しつつ、排水路等の基盤整備に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
行政、農業委員会、JA等kン系機関が連携し、多様な経営体の確保・育成に務める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業受託事業者と連携して農作業の効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--